

岡山空港内無料シャトルバス運行業務委託仕様書

1 委託業務の名称

令和8年度岡山空港内無料シャトルバス運行業務

2 委託業務の概要

(1) 業務概要

岡山空港第4駐車場と旅客ターミナルビルを結ぶ無料シャトルバスの運行業務及び運行車両（以下「シャトルバス」という。）の管理業務

(2) 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで（365日）

(3) シャトルバスの概要

①車種	ノンステップEVバス1台
②所有者	岡山県
③車名	アルファバス ECITY L10
④登録年月	令和7年3月
⑤車検有効期限	令和8年3月20日（入札時点）
⑥座席数等	座席23 立席39 荷物スペース有り

3 委託業務の内容

(1) 輸送業務

①業務内容

岡山空港管理事務所（以下「管理事務所」という。）が作成する運行計画に基づき、指定した運行コース、運行時刻等の運行条件を遵守し、シャトルバス利用者（以下「バス利用者」という。）を安全かつ確実に輸送する。

なお、運行管理上必要な物品等は受託者により用意するものとする。

ア) 毎日、6時30分から22時00分までの間、別紙1（1）の運行時刻表（基本）により運行する。ただし、厚生労働大臣告示「バス運転者の労働時間の改善基準のポイント」に基づき休息等を確保できるよう、管理事務所と協議の上、運行時刻を決定する。

イ) 航空機の運航に遅れが生じた場合は、状況に応じて必要な休息をとることとする。

ウ) 遅延等により定期便が、最終便到着予定時刻（21時35分）を超えて到着する場合は、当該定期便利用者の輸送が終了するまで運行することとする。この場合の運行時刻は、運行時刻表に関わらず、状況に応じて運行時間を延長するものとする。

エ) 空港内イベント開催時や航空機の運航状況又はシャトルバスの利用状況によって、管理事務所と事前協議の上、運行時間を短縮又は延長し、若しくは運行時刻を変更するものとする。

②運行コース

別紙1（2）シャトルバス運行図のとおりとする。

③乗務員の選任

受託者は、従業員の中から必要な人数の運転手を選任し輸送業務を行わせること。

なお、前月28日までに当月の勤務表（任意様式）を提出することとし、勤務表と異なる者が業務を行う場合は事前に報告すること。また、予め代行者を選任し、運転手が事故その他の事由で業務を遂行できないときは、代行者に業務を行わせること。

④運行条件の遵守

受託者は、従業員の中から選任した運転手及び代行者に対し、業務に対する教育訓練を行い、運行条件を遵守させるよう努めること。

⑤運行中の注意事項

次に掲げる事項を遵守し、バス利用者の安全な輸送に最大限の注意を払うこと。

- (イ) バス利用者が乗降車するときは、車両が完全に停車してから扉を開け、バス利用者の安全を確認してから発車すること。
- (ロ) シャトルバスの走行中、バス利用者の著しい問題行動があった場合又はシャトルバスの走行に危険が生じた場合は、速やかに安全な場所に停車し、バス利用者の安全が確認されてから走行を再開すること。
- (ハ) バス利用者が車椅子等を使用して乗降車するときは、適宜補助をすること。
- (ニ) バス利用者等に親切かつ丁寧な案内を行うとともに、忘れ物について適切に対処すること。
- (ホ) 継続検査、法定点検、事故、自然災害並びに車両の故障等により運行継続が困難となったときは、管理事務所と協議の上、速やかに代車（貸切バス等）を配車する等、運行に支障を生じさせないこと。なお、代車の配車に要する経費は管理事務所が負担する。
- (ヘ) 交通事故等が発生したときは、直ちに現場において適切な措置を講ずるとともに、管理事務所及び関係者に速やかに通報すること。
- (ト) 交通渋滞等により本仕様書どおりの運行が困難になった場合、受託者は管理事務所に連絡し適切な指示を受けること。

(2) 車両管理業務

①整備管理者の選任及び点検整備計画の作成

道路運送車両法に基づき、管理事務所がシャトルバスに関する整備管理者を選任するため、受託者は、該当者を管理事務所へ届け出るとともに、選任前研修及び選任後研修を受けさせること。なお、本委託契約の締結後は、選任された整備管理者により、直ちに整備管理規程を策定するとともに、道路運送車両法に基づく点検整備計画を作成すること。

②日常の点検整備、修理及び清掃の実施

受託者は、日頃から車両の点検整備を心がけ、シャトルバスの床や座席等を適宜清掃し、常に清潔な状態を保ちバス利用者等が安全かつ快適に利用できるよう努めること。

③充電及び補充作業

受託者は、シャトルバスの運行に必要な充電を空港内の充電設備で行うとともに、必要に応じて潤滑油・冷却水を補充すること。

④事故処理及び補償

シャトルバス運行中の事故等により、岡山県、バス利用者又は第三者に損害を与えた場合は、損害賠償責任を負うものとする。なお、事故等が発生した場合、バス利用者等に損害を補償できるよう、任意保険に加入すること。

⑤その他

- (イ) シャトルバスの車両本体及び管理方法等に関して、管理事務所に情報提供又は技術的協力を行うこと。
- (ロ) 車両貸与に当たり、別添（参考）により管理事務所と使用貸借契約を締結するものとする。

(3) その他業務

①航空機事故発生時の対応

岡山空港内及び空港周辺において航空機事故が発生したときは、管理事務所の指示により、被災者搬送を行うとともに、事故に備えた搬送訓練等に積極的に参加すること。

②緊急時連絡先の確保

シャトルバスの運行中に管理事務所からの緊急連絡を運転手が遅滞なく受信できる体制を整えること。

4 事務手続き

(1) 運行前の事前打合わせ

受託者は、契約締結後、運行業務の開始前までに、管理事務所と運行について打合わせを行い、運行コースの試走等により安全を確認すること。

(2) 報告書類

運行状況報告

前月の運行状況について、別紙2「庁用自動車使用簿兼運転報告書」及び別紙3「岡山空港無料シャトルバス運行記録」を作成し、毎月1日に電子メールで管理事務所に報告すること。

(3) 受託時の提出書類

①乗務員の名簿

②業務遂行に係る組織・連絡系統図及び緊急連絡先

5 経費の取り扱い

(1) 経費負担の基本的な考え方

業務で発生する経費は、受託者の負担とする。ただし、次に掲げる場合を除く。

(イ) シャトルバス充電に必要な電気代（空港内の充電設備の故障により、空港以外の充電設備で充電した場合も含む）

(ロ) 継続検査、法定点検に要する費用並びに受託者の責めによらない車両の修理費

(ハ) シャトルバス運行不能時の代車の配車費用

(ニ) シャトルバスの自賠責保険料、重量税並びにリサイクル料

(ホ) 航空機事故発生時の被災者の搬送及び搬送訓練等への参加により発生する追加経費（管理事務所と別途協議するものとする。）

(2) 支払条件

受託者は、毎月の業務完了後に契約金額を12等分した額の請求書を提出し、管理事務所は、正当な請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

6 その他

(1) 受託者は、道路運送法、道路交通法及びその他の関係法令を遵守すること。

(2) 受託者は、EVバスの運転、充電及び車両管理等についての習熟に努めること。

(3) その他疑義が生じた場合は、管理事務所及び受託者が協議の上、決定するものとする。

(1) 運行時刻表 (基本)

【運行計画】

※始発便は6時30分ターミナルビル前を発車する。

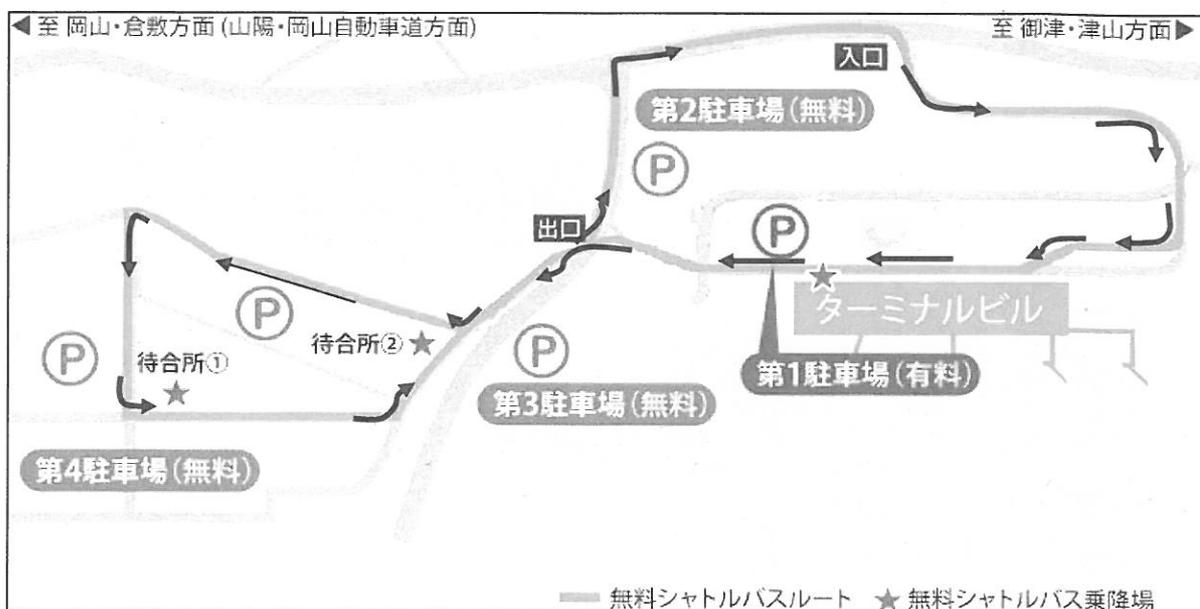
	ターミナルビル前				
6時		30	42	54	
7時	6	30	42	54	
8時	6	30	42	54	
9時	6	18	30	42	54
10時	6	30	42	54	
11時	6	18	30	42	54
12時	6	30	42	54	
13時	6	18	30	42	54
14時	6	18	30		
15時		18	30	42	54
16時	6	18	30	42	54
17時	6	18	30	42	
18時		18	30	42	54
19時	6	30	42	54	
20時		18	30	42	54
21時	6	18	30	42	54

	待合所①			
		34	46	58
10		34	46	58
10		34	46	58
10	22	34	46	58
10		34	46	58
10	22	34	46	58
10		34	46	58
10	22	34	46	58
10	22	34		
	22	34	46	58
10	22	34	46	58
10	22	34	46	
	22	34	46	58
10		34	46	58
	22	34	46	58
10	22	34	46	

	待合所②			
		35	47	59
11		35	47	59
11		35	47	59
11	23	35	47	59
11		35	47	59
11	23	35	47	59
11		35	47	59
11	23	35	47	59
11	23	35		
	23	35	47	59
11	23	35	47	59
11	23	35	47	
	23	35	47	59
11		35	47	59
	23	35	47	59
11	23	35	47	

1日当たり便数67便

(2) シャトルバス運行図



令和 年 月 シャトルバス庁用自動車使用簿兼運転報告書

庁用自動車使用簿				運転報告書							
使用月日 使用時間	運転者名			オドメーター 一日走行距離	始業時電池残量 終業時電池残量	継足充電開始時間		充電終了時間		備考 (車体装置等異常有無)	報告者印
	1便	2便	3便			継足充電量	充電電力	充電電力	充電電力		
月 日 () : ~ :				km	%	:		:			
月 日 () : ~ :				km	%	:	kwh	:	kwh		
月 日 () : ~ :				km	%	:		:			
月 日 () : ~ :				km	%	:	kwh	:	kwh		
月 日 () : ~ :				km	%	:		:			
月 日 () : ~ :				km	%	:	kwh	:	kwh		
月 日 () : ~ :				km	%	:		:			
月 日 () : ~ :				km	%	:	kwh	:	kwh		
月 日 () : ~ :				km	%	:		:			
月 日 () : ~ :				km	%	:	kwh	:	kwh		

岡山空港無料シャトルバス運行記録 年 月 日 ()

便数	ターミナル発		利用者数	ターミナル着		利用者数	計
	時	分		時	分		
	6			6			
		30			40		
		42			52		
		54			4		
	7	6		16			
		18			28		
		30			40		
		42			52		
	8	54		4			
		6			16		
		18			28		
		30			40		
	9	42		52			
		54			4		
		6			16		
		18			28		
	10	30		40			
		42			52		
		54			4		
		6			16		
	11	18		28			
		30			40		
		42			52		
		54			4		
	12			16			
					4		
小計							

便数	ターミナル発		利用者数	ターミナル着		利用者数	計
	時	分		時	分		
	12	6		16			
		18			28		
		30			40		
		42			52		
	13	54		4			
		6			16		
		18			28		
		30			40		
	14	42		52			
		54			4		
		6			16		
		18			28		
	15	30		40			
		42			52		
		54			4		
		6			16		
	16	18		28			
		30			40		
		42			52		
		54			4		
	17	6		16			
		18			28		
		30			40		
		42			52		
	18	54		4			
					4		
小計							

便数	ターミナル発		利用者数	ターミナル着		利用者数	計
	時	分		時	分		
	18	6		6			
		18			28		
		30			40		
		42			52		
	19	54		4			
		6			16		
		18			28		
		30			40		
	20	42		52			
		54			4		
		6			16		
		18			28		
	21	30		40			
		42			52		
		54			4		
		6			16		
	22	18		28			
		30			40		
		42			52		
		54			4		
	22			16			
					4		
小計							
合計							

県有財産使用貸借契約書

貸付人岡山県（以下「甲」という。）と借受人（以下「乙」という。）とは、岡山県有財産を無償で貸借することについて、次の条項により貸借契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（貸借物件）

第2条 貸借物件は、次のとおりとする。

車種	年式	登録番号	型式
普通乗合自動車	令和7年	岡山230す8092	ECITYL10

（貸借期間）

第3条 貸借期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

（貸借物件の引渡し）

第4条 甲は、貸借期間の初日に、何らの手続を要しないで貸借物件を乙に引き渡したものとする。

（契約不適合責任）

第5条 この契約の締結後、貸借物件の種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものがあることを発見しても、甲は、その責めを負わない。

（貸借物件保全義務）

第6条 乙は、善良な管理者としての注意をもって貸借物件の維持保全を行わなければならない。

2 前項の維持保全（燃料、法定点検、車検その他軽微な修繕及び租税公課を除く）に要する費用は、甲の負担とする。

3 乙は、天災その他不可抗力による場合を除き、貸借物件に損害を及ぼしたときは、その賠償の責めに任じなければならない。

（損害賠償及び任意保険加入義務）

第7条 乙は、契約車両の使用貸借契約期間中（使用貸借事実がある期間を含む）岡山空港構内外で当該車両により発生した賠償責任につき全責任を負うものとする。また、自動車損害賠償責任保険の他に任意保険に加入し、写しを甲に提出するものとする。

（用途指定）

第8条 乙は、貸借物件を令和8年4月1日付で甲と乙が締結した業務委託契約に基づき実施する委託契約業務の用途のみに供さなければならない。

（権利の譲渡の禁止等）

第9条 乙は、甲の承諾を得ないでこの契約により生じた権利を譲渡し、又は貸借物件を転貸してはならない。

2 乙は、貸借物件の現状を変更する工作をしようとするときは、あらかじめ甲の書面による承諾を得なければならない。

(契約の解除)

第10条 甲は、乙の役員等が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していることが判明したとき又は乙がこの契約に定める義務を履行しないときは、この契約を解除することができる。

2 甲は、貸借物件を国、地方公共団体その他公共団体において公用又は公共用に供するため必要を生じたときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の5第4項の規定によりこの契約を解除することができる。

3 甲は、貸借物件について売却その他の処分をするため必要を生じたときは、この契約を解除することができる。

(原状回復)

第11条 乙は、貸借期間が満了したとき又は前条の規定によりこの契約が解除されたときは、貸借物件を原状に回復して甲の指定する期日までに甲に返還しなければならない。ただし、原状に回復しないことについて甲の書面による承諾を得たときは、この限りでない。

2 乙は、甲に対して乙が負担した必要費及び有益費の償還を請求することができない。ただし、前条第2項の規定により甲がこの契約を解除したときは、この限りでない。

(契約費用)

第12条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(疑義の決定)

第13条 この契約に定めのない事項又はこの契約に関し疑義を生じた事項については、甲乙協議の上決定する。

この契約の締結を証するため、本書を2通作成し、両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 8年 4月 1日

甲 貸付人 岡山市北区日応寺 1277
岡山県岡山空港管理事務所
所長

乙 借受人